

令和5年1月16日

高校保護者 各位

宇都宮短期大学附属高等学校長

須賀 英之

本校が行う授業料減免の申請について（通知）

国の高等学校等就学支援金およびその加算金につきましては、令和4年11月25日付けの交付決定通知書により、お知らせしたところです。

さらに本校では、別に栃木県の補助を受けて、**経済的御事情のある世帯（年収目安590万円以上で、本年に家計が急変された方）**の生徒に対し、授業料の減免を行います。

つきましては、下記の授業料減免認定基準(1)、(2)、(3)のいずれかに該当し、授業料減免を希望される方は、本校ホームページ「インフォメーション」から、詳細をご確認の上、授業料減免申請書をダウンロードして、添付書類を添えて1月23日(月)までに事務室に提出してください。



【授業料減免の対象となる生徒】

【本校ホームページ】

- ・今年度の授業料減免の対象となる生徒は、世帯（保護者）の年収目安が590万円以上(昨年)であり本年、下記の授業料減免認定基準(1)、(2)、(3)のいずれかに該当する方に限ります。

授業料減免の認定基準

- (1) 保護者が死亡、心身障害、長期の傷病により授業料の納入が困難となったとき。
 - (2) 保護者等が火災、風水害その他の災害にかかり著しい損害を受け授業料の納入が困難となったとき。
 - (3) 生活状況が生活保護法第6条に規定する保護世帯に準ずる状況にあるとき。
-
- ・世帯（保護者）の年収目安が590万円未満の方は、就学支援金で授業料（月額33,000円）が全額支給されているため、**授業料減免の対象となりません。**
 - ・学力特待生または運動特待生として、本校から特待生奨学金を受け、**授業料負担のない方（スーパーおよび1種特待生）は、授業料減免の対象となりません。**
 - ・就学支援金交付決定通知書をご確認の上、該当の方は授業料減免申請書を提出してください。